

(公 印 省 略)

分医発第3812号
令和6年11月28日

各 郡市等医師会長 殿

大分県医師会長 河 野 幸 治

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和6年11月12日から薬価基準の一部及び揭示事項等告示の一部が改正されるとともに、同日より関連する留意事項の適用が示された旨、別添のとおり日医通知がありましたので、貴会会員への周知方お願い申し上げます。

※日医HPメンバーズルーム中、医療保険「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載予定

日医発第1450号（保険）
令和 6 年 11 月 22 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
(公印省略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和 6 年 11 月 12 日付け厚生労働省告示第 327 号をもって薬価基準の一部が改正され、同年 11 月 12 日から適用されました。今回の改正は、後発医薬品等が薬価基準に収載されたことによるものですが、同日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されており、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

1. 後発医薬品等の薬価基準収載について

- (1) 薬価基準への収載希望があったいわゆる後発医薬品等品目（注射薬 2 品目）が薬価基準の別表に第 9 部追補(5)として収載された。

2. 関係通知等の一部改正について

診療報酬上の加算等の算定対象となる後発医薬品等については「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 2 号。以下「加算等後発医薬品通知」という）により示されているが、今回の薬価基準改正により後発医薬品が収載されたことに伴い、「加算等後発医薬品通知」が以下のとおり改正された。

- (1) 添付資料 2（「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和

6年11月12日付け保医発1112第4号、以下「改正通知」という)の別紙1に別添1に掲げる医薬品を、別紙3に別添2に掲げる医薬品を加え、令和6年11月12日から適用すること。

[参考] 後発医薬品使用体制加算、外来後発医薬品使用体制加算など診療報酬上の後発医薬品の数量シェア(置換え率)の算出方法は次のとおりとされている。

$$\text{※後発医薬品の数量シェア(置換え率)} = \frac{\text{後発医薬品の数量}}{\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量}}$$

(添付資料)

1. 官報(令和6年11月12日号外第264号抜粋)
・厚生労働省告示第327号
2. 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について
(令和6年11月12日付け保医発1112第4号 厚生労働省保険局医療課長)



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部
を改正する件(厚生労働三二七)

一

(公 告)

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人国立文化財機構出品預

証書紛失に伴う証書の無効、参加者

の有無を確認する公募手続に係る参

加意思確認書の提出を求める公示、

土地家屋調査士名簿登録等関係

会社その他

会社決算公告

二

三

四

五

告

示

○厚生労働省告示第三百二十七号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬
価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次の表のように改正する。

令和六年十一月十二日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前												
<p>別表 注1～3 (略) 第1部～第8部 (略)</p> <p style="text-align: center;">第9部 追 補 (5) 注 射 薬</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 名</th> <th style="text-align: center;">規 格 単 位</th> <th style="text-align: center;">薬 価 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(ろ)</td> </tr> <tr> <td>ロピバカイン塩酸塩0.75%注75mg/10mL「テル モ」</td> <td style="text-align: center;">0.75%10mL 1管</td> <td style="text-align: center;">260</td> </tr> <tr> <td>ロピバカイン塩酸塩0.75%注150mg/20mL「テル モ」</td> <td style="text-align: center;">0.75%20mL 1管</td> <td style="text-align: center;">520</td> </tr> </tbody> </table>	品 名	規 格 単 位	薬 価 円	(ろ)			ロピバカイン塩酸塩0.75%注75mg/10mL「テル モ」	0.75%10mL 1管	260	ロピバカイン塩酸塩0.75%注150mg/20mL「テル モ」	0.75%20mL 1管	520	<p>別表 注1～3 (略) 第1部～第8部 (略) (新設)</p>
品 名	規 格 単 位	薬 価 円											
(ろ)													
ロピバカイン塩酸塩0.75%注75mg/10mL「テル モ」	0.75%10mL 1管	260											
ロピバカイン塩酸塩0.75%注150mg/20mL「テル モ」	0.75%20mL 1管	520											



認 事 項

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間**

- 令和6年(フ)第1665号
札幌市東区北21条東14丁目1番20-102号
債務者 松嶋 斉
- 1 決定年月日時 令和6年10月28日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和6年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第4部
- 令和6年(フ)第1778号
札幌市豊平区美園1条8丁目1番27-103号
債務者 菅 里沙(旧姓工藤)
- 1 決定年月日時 令和6年10月28日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和6年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第4部

- 令和6年(フ)第416号
茨城県常陸太田市大里町2857番地の5
債務者 小川 遼
- 1 決定年月日時 令和6年10月24日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和6年12月23日まで
水戸地方裁判所

- 令和6年(フ)第302号
群馬県前橋市元総社町1352番地5
債務者 小河原洋子
- 1 決定年月日時 令和6年10月29日午後1時30分
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和6年12月23日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係
- 令和6年(フ)第306号
群馬県前橋市下石倉町3番地9 レジア下石倉 102号
債務者 長谷川京子

- 1 決定年月日時 令和6年10月29日午後1時30分
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和6年12月23日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係
- 令和6年(フ)第1464号
埼玉県朝霞市三原5丁目13番17号 フリービレッジ205号
債務者 添野 英夫
- 1 決定年月日時 令和6年10月28日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和6年12月23日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和6年(フ)第1568号
埼玉県川口市大字木曾呂647番地 グリーンハイツA101号
債務者 今倉 勝己
- 1 決定年月日時 令和6年10月28日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和6年12月23日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和6年(フ)第1617号
埼玉県川口市戸塚東1丁目21番24号 ブラザ・ドゥ・バルム107号
債務者 藤瀬 毅文
- 1 決定年月日時 令和6年10月28日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和6年12月23日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和6年(フ)第1644号
埼玉県新座市畑中3丁目8番32号 コーポ第2畑中102号室
債務者 小林 正美
- 1 決定年月日時 令和6年10月28日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和6年12月23日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）が令和6年厚生労働省告示第327号をもって改正され、令和6年11月12日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（注射薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 339	3, 626	2, 068	26	13, 059

2 関係通知等の一部改正について

(1) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和6年3月5日付け保医発0305第2号）を以下のとおり改正する。

- ① 別紙1に別添1に掲げる医薬品を、別紙3に別添2に掲げる医薬品を加え、令和6年11月12日から適用すること。

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
※令和6年11月12日より適用

区分	薬価基準記載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	1214405A3036	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.75%10mL 1管	ロピバカイン塩酸塩0.75%注75 mg/10mL「テルモ」	テルモ	260.00
注射薬	1214405A4032	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.75%20mL 1管	ロピバカイン塩酸塩0.75%注15 0mg/20mL「テルモ」	テルモ	520.00

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
※令和6年12月1日より適用

区分	薬価基準記載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	1214405A3028	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.75%10mL 1管	アナペイン注7.5mg/mL	サンドファーマ	520.00
注射薬	1214405A4024	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.75%20mL 1管	アナペイン注7.5mg/mL	サンドファーマ	946.00
注射薬	1214405A5020	ロピバカイン塩酸塩水和物	1%10mL1管	アナペイン注10mg/mL	サンドファーマ	509.00
注射薬	1214405A6027	ロピバカイン塩酸塩水和物	1%20mL1管	アナペイン注10mg/mL	サンドファーマ	802.00

(参考1)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	注射薬 ロピバカイン塩酸塩0.75%注75mg/10mL「テルモ」	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.75%10mL 1管	260
2	注射薬 ロピバカイン塩酸塩0.75%注150mg/20mL「テルモ」	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.75%20mL 1管	520